

地方航空路線活性化プログラム

- 一定の旅客需要があるが、代替交通機関がない、又は不便な条件不利地域を発着する航空路線
 - 地域主体で路線維持に向けた取組を継続している航空路線（支援のニーズがある路線）
- について、**国として評価した路線維持に向けたモデル的取組にかかる実証調査を実施。**

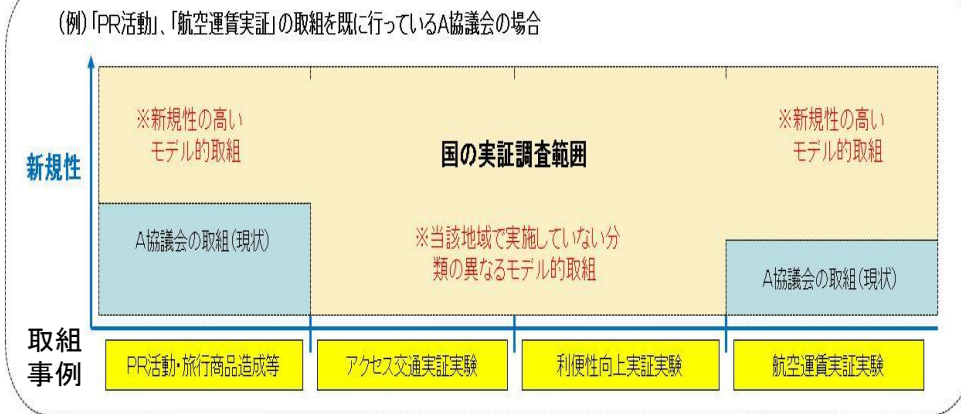
プログラムの概要

- 地域や航空会社等を構成員とする地域の協議会による主体的な路線維持の取組のうち、国として評価したモデル的な取組について実証調査を実施。
- 実証調査は、要件に合致する路線を抱える空港が所在する周辺の自治体・地元企業、空港管理者、航空会社等で構成する地域の協議会が行う取組を対象に行う。
- 対象となる地方路線の要件としては、一定の旅客需要や代替交通機関（鉄道、バス等）による移動時間、乗り継ぎ便と直行便との時間差、運航頻度など利用者の利便性を考慮したものとすることに加え、地域の支援ニーズの有無からも判断する。
※路線要件等は、平成26年度開催の有識者委員会の議論を経て決定。
- モデル的取組の実証効果は、全国の他の地方航空路線の取組に波及させていくことを想定。

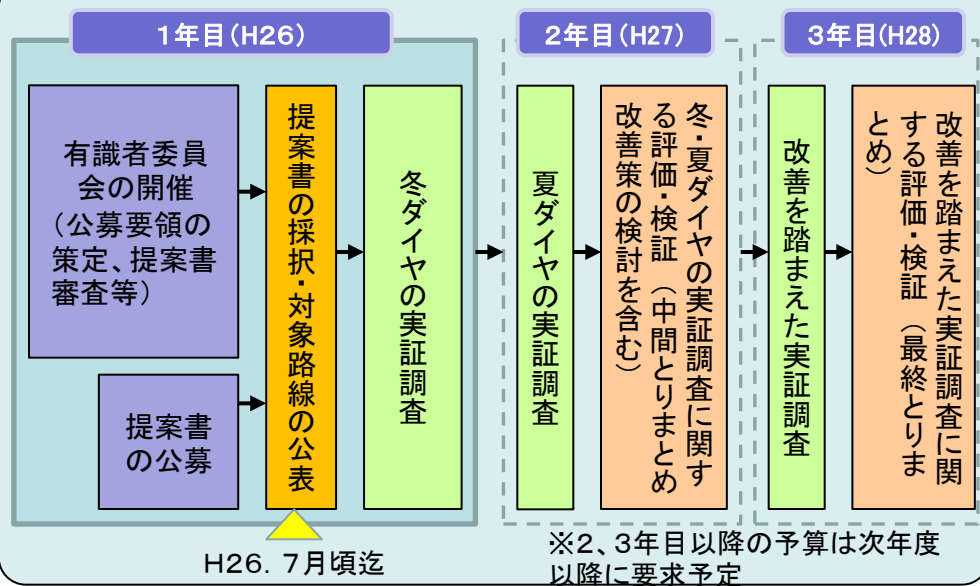
予算規模等

- ・平成26年度予算額
→ **約3.2億円**（1路線当たり、**上限額 37百万円（予定）**）
※全体予算額には民間コンサルタント会社への調査委託経費を含む。
- ・対象路線数 → **8路線程度**
- ・取組期間 → **3年間を予定**
- ・提案者 → 自治体、地元企業、空港管理者、航空会社等で構成する**地域の任意協議会**

対象となる取組事例



スケジュール(予定)

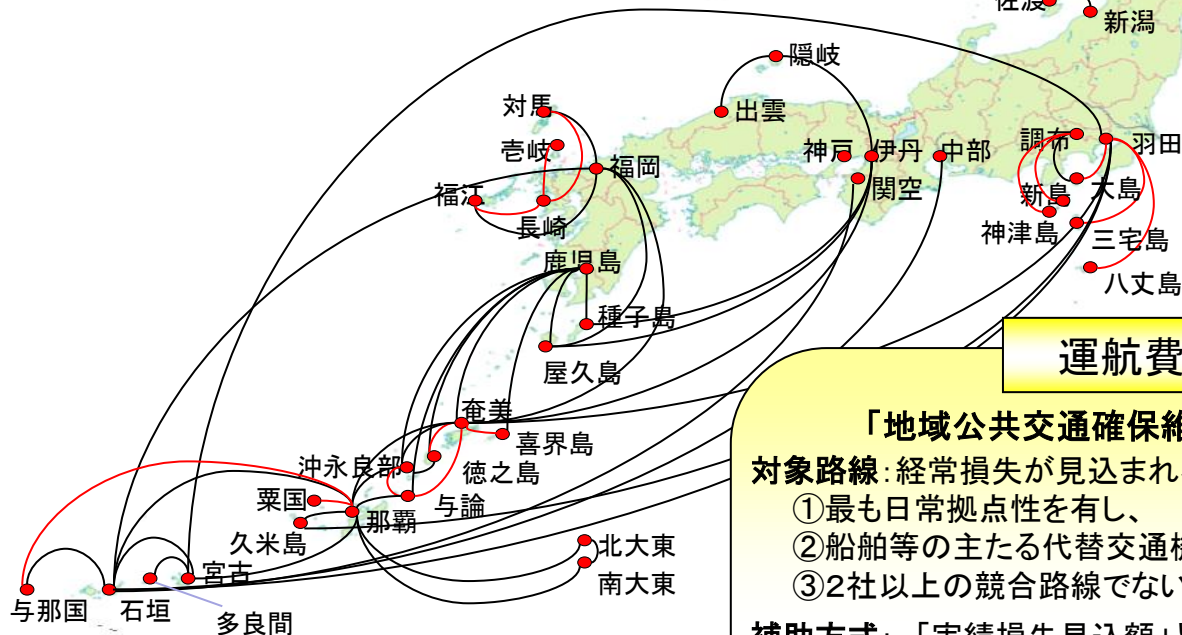


離島の航空輸送の確保について

機体購入費補助 (S47~)

対象航空機: 9人以上の旅客、1,500メートル以下の長さの滑走路で離着陸できる飛行機

補助方式: 補助対象航空機及びその部品の購入に要する費用の45%(沖縄路線に就航する場合は、75%)を補助



運航費補助 (H11~)

「地域公共交通確保維持改善事業」(H23~)により支援

対象路線: 経常損失が見込まれる離島路線のうち、

- ①最も日常拠点性を有し、
- ②船舶等の主たる代替交通機関により2時間以上、
- ③2社以上の競合路線でないこと

補助方式: 「実績損失見込額」と「標準損失額」のいずれか低い額の1/2の範囲内を補助

制度拡充

(H23年度下半期~) 特別会計から一般会計へ移行

(H24年度~) 島民割引運賃の取組を支援

(H26年度~) 島民運賃割引の基準運賃の引き下げ

最も日常拠点性を有する路線に準ずる路線については、島民運賃割引を補助対象とできるよう要件を緩和。

※56線(平成25年4月現在)

16路線(平成25年度運航費補助対象路線)